

## 台風等荒天時の授業措置について

1 多摩南部地域（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市のいずれかに）対して、大雪警報または暴風雪警報または特別警報が発令されている場合

（ア）午前7時時点で警報が発令されている場合、5限から授業

（イ）午前10時時点で警報が発令されている場合、自宅学習

※天候の状況によっては、早めに下校させる場合もある。

2 横浜線の運転状況について

登校時点で運休している場合は自宅待機とする。復旧後の授業については、警報時と同様に扱う。

3 欠席及び遅刻について。

当該生徒の欠席及び遅刻については配慮する。

4 その他

居住地の交通機関に乱れがある場合や、その影響で駅や電車が明らかに3密の状態となっている場合などは、無理をせず、「皆さんの安全の確保を最優先」にして登校してください。

自転車通学の場合は、時間に余裕をもって家を出て、路面凍結や積雪によるスリップに充分注意して登校してください。